

白河市勤労者融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に居住又は勤務する勤労者に対して低利な資金を融資することにより、勤労者の生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(運用)

第2条 市長は、前条の目的を達成するために、財政資金を東北労働金庫（以下「労働金庫」という。）に預託するものとする。

2 労働金庫は、預託額の4倍に相当する額の融資を行うものとする。

3 労働金庫は、この制度による融資と他の融資を明確に区分して処理するものとする。

(種類)

第3条 融資制度の種類は、勤労者生活資金、勤労者教育資金、勤労者福祉資金及び勤労者自動車資金とし、その用途は次に掲げるものとする。

(1) 勤労者生活資金は、冠婚葬祭等に必要な資金に関する制度とする。

(2) 勤労者教育資金は、教育に必要な資金に関する制度とする。

(3) 勤労者福祉資金は、災害復旧又は医療に必要な資金及び育児又は介護費用に必要な資金に関する制度とする。

(4) 勤労者自動車資金は、自動車購入等に必要な資金に関する制度とする。

(対象者)

第4条 各融資制度に共通する対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に居住又は市内企業に勤務し、主として世帯の生計を維持している者

(2) 申込時の年齢が満18歳以上で、最終返済時の年齢が満81歳未満の者

(3) 同一勤務先に1箇月以上勤務している者。ただし、勤続1年未満の場合にあっては前勤務先への勤務実績が1年以上あることを確認できる者。自営業者等の給与所得以外の場合は原則として3年以上を必要とする。

(4) 安定的かつ継続的な年収が150万円以上ある者

(5) 労働金庫の指定する一般社団法人日本労働者信用基金協会の保証を受けられる者

(6) 現に市民税及び固定資産税を滞納していない者

2 勤労者福祉資金のうち育児又は介護費用に関する対象者は、前項に規定するほか次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、生計を一にする親族のみを使用する事業に携わる者は除くものとする。

(1) 育児休業（育児休業とは、事業主が労働者に対し、その子の養育のために必要と認めた一定期間の休業及び短時間勤務をいう。以下この項において同じ。）又は介護休業（介護休業とは、事業主が労働者に対し、その家族の介護のために必要と認めた一定期間の休業及び短時間勤務をいう。以下この項において同じ。）を取得し、現勤務先に復職する予定の者又は介護休業を取らずに仕事と介護を両立している者

(2) 借入申込日において、育児休業又は介護休業の終了日までの期間が1箇月以上ある

者又は休業を取らずに付添保育者又は付添介護者を利用する期間が1箇月以上ある者

(融資の条件)

第5条 融資の条件は次に掲げるとおりとし、このほかの条件については、労働金庫が別に定めるものとする。

- (1) 融資限度額は、1万円以上300万円以内とする。
- (2) 融資期間は、最長15年とする。
- (3) 返済方法は、元利均等毎月返済又は元利均等毎月・加算月併用返済とする。また、加算返済部分は総融資額の50%以内とする。
- (4) 融資金利は次のとおりとする。なお、固定金利とし、融資実行時の金利を返済終了日まで適用する。

勤労者生活資金	年2.75%
勤労者教育資金	年1.45%
勤労者福祉資金	年1.25%
勤労者自動車資金	年1.65%
- (5) 一般社団法人日本労働者信用基金協会が保証し、保証人は原則不要とする。
- (6) 担保は不要とする。
- (7) 融資形式は、証書貸付とする。
- (8) 勤労者教育資金の据置期間は、就学予定期間かつ6年以内とする。また、勤労者福祉資金のうち育児又は介護資金に関する融資の据置期間は、休業取得期間中とする。

(申込手続)

第6条 融資を受けようとする者は、白河市労働者融資制度借入申込書(第1号様式)を労働金庫に提出しなければならない。

(契約)

第7条 労働金庫に対する預託は、別に定める契約書によるものとする。

(報告)

第8条 労働金庫は融資及び償還の状況を毎月15日までに報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市及び労働金庫が協議の上定めるものとする。

附 則

1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
2. この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
3. この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

白河市勤労者融資制度借入申込書

年 月 日

東北労働金庫理事長 様

住 所
氏 名 印

白河市勤労者融資制度要綱により、下記のとおり申し込みます。

記

金額	
期間	年 月 日から 年 月 日まで
返済方法	
資金の使途	生活資金 ・ 福祉資金 教育資金 ・ 自動車資金
理由	

<金融機関記載欄>

受付年月日	年 月 日
融資年月日	年 月 日
融資の可否の別	可 ・ 否
融資決定金額	
償還計画及び完済年月日	
参考事項	